

見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和 6 年 3 月 6 日

全国健康保険協会 岩手支部
支部長 樋澤 正光

記

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和 6 年度債権回収催告等業務委託

(2) 仕様詳細

仕様書による

(3) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所及び納入場所

仕様書による

(5) 見積方法

単価にて見積競争に付する。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、見積競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。なお見積金額には業務の履行に必要とする一切の諸経費を含めること。

2. 見積参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士資格を有し、岩手弁護士会の弁護士名簿に登録されていること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者で

あること。

- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 資格審査請求書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 提出書類

①見積書

仕様書の委託内容1に記載された業務(弁護士名による債務者に対する催告文書等の送付及び照会対応)について、1件当たりの見積額を記載すること。なお、見積額については、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

②保険料納付にかかる申立書(直近1年分(令和5年1月分～令和5年12月分)の社会保険料にかかるもの)

③直近1年分(令和5年1月分～令和5年12月分)の社会保険料の支払いが確認できる書類(領収書の写しでも可)

④暴力団等排除の誓約書

ただし、厚生年金保険の適用を受けておらず、かつ年齢により、国民年金に加入していない場合、②・③の提出は不要である。

4. 見積書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び提出場所

〒020-8508 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2F
全国健康保険協会岩手支部

仕様書等の交付、ならびに見積書に関する問い合わせ

企画総務グループ 担当 中村 TEL 019-604-9018

仕様書の内容に関するお問い合わせ

レセプトグループ 担当 鈴木 TEL 019-604-9088

(2) 見積書等提出期限 令和6年3月19日(火) 17時00分

※郵送の場合も上記期限までに必着とする。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

全額免除とする

(3) 見積競争参加者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令

和6年3月19日(火)までに提出しなければならない。また、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 見積書のFAXでの提出は認めない。また見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載誤り及び記載漏れまたは判読不能なものは無効とする。また、見積金額には当該案件の履行に要する一切の経費を含めることとし、その内訳も明確にすること。

(5) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果は当協会に掲示する。(※決定業者にのみ別途連絡する。)

(9) 契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2)破産者で復権を得ない者

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1)契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5)正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6)契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7)前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競

争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

上記のとおり公告する。